義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行をはかり、 教育の機会均等と水準の維持・向上並びにゆきとどいた教育の保障に関する意見書

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

また、昨今の学校現場では、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しつつ日常を取り戻そうと奮闘しているが、約3ヶ月の長期休業の影響による教育課程の再編成、学校行事の見直しや、消毒作業など負担が増している。

さらに、学校現場における課題が複雑化・困難化する中でも、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現させるためには、十分に授業の準備を行わなければならない。しかし、多くの教職員が「過労死ライン」といわれる月80時間以上の時間外労働に従事している実態が明らかになっている。加えて、今学校現場は外国語教育実施のための授業時数の調整や、「プログラミング教育」などに対応するため、新たな授業づくりや教材作成が必要となり、負担が増している。教職員の長時間労働是正を視野に入れて「働き方改革」が進められようとしているが、未来を担う子どもたちを育む本町の学校現場においても、子どもと向き合う時間を確保するために教職員定数改善は欠かせない。

以上のことから、2021年度(令和3年度)政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持・向上並びにゆきとどいた教育を実現するため、国においては、次の事項について実現されるよう要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、学級編成標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日

 内閣総理大臣

 財務 大臣

 総務 大臣

 総務 大臣

 教 子 左